



2021年5月17日

各位

会社名 株式会社 宮崎太陽銀行  
代表者名 取締役頭取 林田 洋二  
(コード番号 8560 福証)  
問合せ先 取締役常務執行役員総合企画部長 上野 哲弘  
(TEL 0985-60-6270)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社宮崎太陽銀行(頭取 林田 洋二)は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第120期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮していくことを目的として、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、普通株式およびA種優先株式とは異なる種類の株式(B種優先株式)の発行を可能とするため、諸規定を新設するものです。

※ 現在施行されている国内基準行に係る自己資本比率規制においては、強制転換条項付優先株式を規制上の自己資本に算入することができるとされております。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりであります。

#### 3. 日程

定時株主総会及び種類株主総会の開催日	2021年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月24日(予定)

<本件に関する照会先>

宮崎太陽銀行 総合企画部 両角・多田 TEL:0985-60-6267

以上

(別紙) 定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は2,100万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は2,100万株とする。</u></p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章の2 A種優先株式</b></p> <p>第12条の2～第12条の9 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、<u>普通株式、A種優先株式、第1回B種優先株式、第2回B種優先株式(以下、併せて「B種優先株式」といい、第1回ないし第2回B種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合は「各B種優先株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ<u>2,100万株、2,100万株、100万株、100万株とする。</u></p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章の2 A種優先株式</b></p> <p>第12条の2～第12条の9 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章の3 B種優先株式</b></p> <p><u>(B種優先配当金)</u></p> <p>第12条の10 <u>当銀行は、第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下、「B種優先株主」という。)</u>又は<u>B種優先株式の登録株式質権者(以下、「B種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)</u>及び<u>普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>各B種優先株式1株につき、各B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があつた場合には、適切に調整される。)</u>に、<u>各B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「B種優先配当金」という。)</u>の配当をする。ただし、<u>配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して第12条の11に定めるB種優先中間配当金を支払ったとき</u></p>

現行定款	変更案
	<p>は、その額を控除した額とする。</p> <p>2 ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新設)	(B種優先中間配当金)
	<p>第12条の11 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、各B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「B種優先中間配当金」という。)を支払う。</p>
(新設)	(B種優先株主に対する残余財産の分配)
	<p>第12条の12 当銀行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、各B種優先株式1株につき、各B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて各B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</p>
	<p>2 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	(B種優先株主の議決権)
	<p>第12条の13 B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
(新設)	(金銭を対価とする取得条項)
	<p>第12条の14 当銀行は、各B種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各B種優先</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各B種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各B種優先株主に対して交付するものとする。なお、各B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>2 当銀行は、各B種優先株式の取得と引換えに、各B種優先株式1株につき、各B種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第 12 条の 15 当銀行は、各B種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各B種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有する各B種優先株式数に各B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</p>
(新設)	<p>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)</p> <p>第 12 条の 16 当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>2 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p>第 12 条の 17 B種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第 12 条の 18 A種優先株式及びB種優先株式に</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第18条（条文省略） （種類株主総会）</p> <p>第18条の2 第15条、第17条第1項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2・3（条文省略） （新設）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第19条～第28条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第29条～第31条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第32条～第33条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第34条～第37条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第18条（現行どおり） （種類株主総会）</p> <p>第18条の2 第15条、<u>第16条</u>、第17条第1項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2・3（現行どおり）</p> <p><u>4 法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第19条～第28条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第29条～第31条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第32条～第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p>